

地方独立行政法人埼玉県立病院機構の業務実績に関する評価基準

1 趣旨

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第28条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「病院機構」という。）の業務実績に関する評価基準を定める。

2 評価の基本方針

- (1) 病院機構の組織・業務運営等に関して改善すべき点を明らかにすることにより運営の質的向上に資する。
- (2) 県民への説明責任の観点から、評価を通じて中期目標の達成状況や業務の実施状況を分かりやすく示す。
- (3) 評価の方法については、病院機構を取り巻く環境変化などを踏まえ、必要に応じて見直す。

3 評価の種別

(1) 事業年度評価

法第28条第1項第1号に基づき、各事業年度終了後に実施する業務実績の評価

(2) 中期目標期間見込み評価

法第28条第1項第2号に基づき、中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度終了後に実施する中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務実績の評価

(3) 中期目標期間実績評価

法第28条第1項第3号に基づき、中期目標期間の最後の事業年度終了後に実施する中期目標期間における業務実績の評価

4 評価の方法

(1) 事業年度評価

ア 病院機構による自己評価

- ① 病院機構は、年度計画の記載事項ごとに当該事業年度における業務実績を記述により明らかにするとともに、次の5段階の自己評価基準により自己評価を行う。

また、指標に掲げた数値目標についても、当該事業年度における実績を次の5段階の自己評価基準により自己評価を行う。

- ② 病院機構は、年度計画の記載事項ごとの業務実績及び指標に掲げた数値目標の達成状況や困難度等を総合的に検証した上で、年度計画の項目（小項目）ごとの業務実績を次の5段階の自己評価基準により自己評価を行う。

- ③ 病院機構は、年度計画の項目（小項目）ごとの評価結果を踏まえ、年

度計画の項目（大項目）ごとに記述により自己評価を行う。

- ④ 病院機構は、年度計画の項目（大項目）ごとの評価結果を踏まえ、当該事業年度における業務実績の全体について、記述により総合的な評価を行った上で、業務実績報告書を作成し、知事に提出する。

なお、年度計画の実施状況と併せて中期目標及び中期計画の進捗状況についても見通しを記載する。

- ⑤ 業務実績報告書の様式は、別表1を標準とする。

【自己評価基準】

区分		判断の目安
S	年度計画を大幅に上回って達成している。	<ul style="list-style-type: none">年度計画に記載された事項の実績が卓越した水準にある。定量的目標においては、年度計画値の120%以上
A	年度計画を達成している。	<ul style="list-style-type: none">年度計画に記載された事項をほぼ100%計画どおり実施している。定量的目標においては、年度計画値の100%以上120%未満
B	年度計画を概ね達成している。	<ul style="list-style-type: none">年度計画に記載された事項を80%程度以上計画どおり実施している。定量的目標においては、年度計画値の80%以上100%未満
C	年度計画を下回っており改善の余地がある。	<ul style="list-style-type: none">年度計画に記載された事項を80%程度未満しか達成できていない。定量的目標においては、年度計画値の60%以上80%未満
D	年度計画を大幅に下回っており大幅な改善が必要である。	<ul style="list-style-type: none">年度計画に記載された事項を60%程度未満しか達成できていない。定量的目標においては、年度計画値の60%未満

注) より低い割合を目標としている指標については、考え方と同じになるよう判断の目安を読み替える（例：計画値の80%以下に低く抑えたのでS評価など）。

イ 知事による評価

- ① 知事は、業務実績報告書に基づき、業務の実施状況について総合的に判断した上で、中期目標の項目（大項目）ごとに、次の5段階の知事評価基準により評価を行う。
- ② 知事は、中期目標の項目（大項目）ごとの評価結果を踏まえ、当該事業年度における業務実績の全体について、記述により総合的な評価を行う。

【知事評価基準】

区分		判断の目安
S	中期目標の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。	<ul style="list-style-type: none"> 年度計画に記載された事項の実績が卓越した水準にある。 特筆すべき進捗状況にあると特に認める場合
A	中期目標の達成に向けて順調な進捗状況にある。	<ul style="list-style-type: none"> 年度計画に記載された事項をほぼ100%計画どおり実施している。 原則として小項目ごとの自己評価がすべてS又はAである。
B	中期目標の達成に向けておおむね順調な進捗状況にある。	<ul style="list-style-type: none"> 年度計画に記載された事項を80%程度以上計画どおり実施している。 原則として小項目ごとの自己評価におけるS、A、Bの割合が8割以上である。
C	中期目標の達成のためには進捗がやや遅れている。	<ul style="list-style-type: none"> 年度計画に記載された事項を80%程度未満しか達成できていない。 原則として小項目ごとの自己評価におけるS、A、Bの割合が8割未満である。
D	中期目標の達成のためには進捗が著しく遅れしており、重大な改善事項がある。	<ul style="list-style-type: none"> 年度計画に記載された事項を60%程度未満しか達成できていない。 重大な改善事項があると特に認める場合

ウ 評価の進め方

① 業務実績報告書の提出【6月末】

病院機構は、各事業年度終了後3か月以内に、業務実績報告書を知事に提出するとともに公表する。

② 評価の実施【7月～8月】

知事は、提出された業務実績報告書等をもとに、病院機構からのヒアリングを実施するなど調査・分析の上、業務実績の検証を行い、業務実績評価書を作成する。

③ 評価委員会への意見聴取【7月～8月】

知事は、業務実績評価書について埼玉県地方独立行政病院機構埼玉県立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を聴取する。

④ 評価の決定【8月末】

知事は、評価委員会からの意見等を踏まえて、事業年度評価を決定する。

⑤ 評価結果の通知及び報告【9月】

知事は、事業年度評価を決定後、その結果を病院機構に通知し、公表するとともに議会に報告する。

(2) 中期目標期間見込み評価

ア 病院機構による自己評価

① 病院機構は、中期計画の記載事項ごとに当該中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績について、記述により明らかにするとともに、次の5段階の自己評価基準により自己評価を行う。

また、指標に掲げた数値目標についても、当該中期目標期間の終了時に見込まれる実績を次の5段階の自己評価基準により自己評価を行う。

なお、中期目標期間見込み評価は、期間終了前に行う評価であるため、評価時点では必ずしも中期計画を達成している必要はない。

② 病院機構は、中期計画の記載事項ごとに当該中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績及び指標に掲げた数値目標の達成状況や困難度等を総合的に検証した上で、中期計画の項目（小項目）ごとの業務実績を次の5段階の自己評価基準により自己評価を行う。

③ 病院機構は、中期計画の項目（小項目）ごとの評価結果を踏まえ、中期計画の項目（大項目）ごとに記述により自己評価を行う。

④ 病院機構は、中期計画の項目（大項目）ごとの評価結果を踏まえ、当該中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績の全体について、記述により総合的な評価を行った上で、中期目標期間見込み報告書を作成し、知事に提出する。

⑤ 中期目標期間見込み報告書の様式は、別表2を標準とする。

【自己評価基準】

区分		判断の目安
S	中期計画を大幅に上回って達成している。	<ul style="list-style-type: none">中期計画に記載された事項の実績が卓越した水準にある。定量的目標においては、中期計画値の120%以上
A	中期計画を達成している。	<ul style="list-style-type: none">中期計画に記載された事項をほぼ100%計画どおり実施している。定量的目標においては、中期計画値の100%以上120%未満
B	中期計画を概ね達成している。	<ul style="list-style-type: none">中期計画に記載された事項を80%程度以上計画どおり実施している。定量的目標においては、中期計画値の80%以上100%未満
C	中期計画を下回っており改善の余地がある。	<ul style="list-style-type: none">中期計画に記載された事項を80%程度未満しか達成できていない。定量的目標においては、中期計画値の60%以上80%未満
D	中期計画を大幅に下回っており大幅な改善が必要である。	<ul style="list-style-type: none">中期計画に記載された事項を60%程度未満しか達成できていない。定量的目標においては、中期計画値の60%未満

注) より低い割合を目標としている指標については、考え方が同じになるよう判断の目安を読み替える（例：計画値の80%以下に低く抑えたのでS評価など）。

イ 知事による評価

- ① 知事は、中期目標期間見込み報告書に基づき、当該中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実施状況について総合的に判断した上で、中期目標の項目（大項目）ごとに、次の5段階の知事評価基準により評価を行う。
② 知事は、中期目標の項目（大項目）ごとの評価結果を踏まえ、当該中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績の全体について、記述により総合的な評価を行う。

【知事評価基準】

区分		判断の目安
S	中期目標の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。	<ul style="list-style-type: none">・ 中期計画に記載された事項の実績が卓越した水準にある。・ 特筆すべき進捗状況にあると特に認める場合
A	中期目標の達成に向けて順調な進捗状況にある。	<ul style="list-style-type: none">・ 中期計画に記載された事項をほぼ100%計画どおり実施している。・ 原則として小項目ごとの自己評価がすべてS又はAである。
B	中期目標の達成に向けておおむね順調な進捗状況にある。	<ul style="list-style-type: none">・ 中期計画に記載された事項を80%程度以上計画どおり実施している。・ 原則として小項目ごとの自己評価におけるS、A、Bの割合が8割以上である。
C	中期目標の達成のためには進捗がやや遅れている。	<ul style="list-style-type: none">・ 中期計画に記載された事項を80%程度未満しか達成できていない。・ 原則として小項目ごとの自己評価におけるS、A、Bの割合が8割未満である。
D	中期目標の達成のためには進捗が著しく遅れており、重大な改善事項がある。	<ul style="list-style-type: none">・ 中期計画に記載された事項を60%程度未満しか達成できていない。・ 重大な改善事項があると特に認める場合

ウ 評価の進め方

- ① 中期目標期間見込み報告書の提出【6月末】

病院機構は、中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度終了後3か月以内に、中期目標期間見込み報告書を知事に提出するとともに公表する。

② 中期目標期間見込み評価の実施【7月～8月】

知事は、提出された中期目標期間見込み報告書をもとに、病院機構からのヒアリングを実施するなど調査・分析のうえ業務実績の検証を行い、中期目標期間見込み評価書を作成する。

③ 評価委員会の意見聴取【7月～8月】

知事は、中期目標期間見込み評価書について評価委員会の意見を聴取する。

④ 評価の決定【8月末】

知事は、評価委員会からの意見等を踏まえて、中期目標期間見込み評価を決定する。

⑤ 評価結果の通知及び報告【9月】

知事は、中期目標期間見込み評価を決定後、その結果を病院機構に通知し、公表するとともに議会に報告する。

(3) 中期目標期間実績評価

ア 病院機構による自己評価

① 病院機構は、中期計画の記載事項ごとに当該中期目標期間の業務実績について、記述により明らかにするとともに次の5段階の自己評価基準により自己評価を行う。

また、指標に掲げた数値目標についても、当該中期目標期間の実績を次の5段階の自己評価基準により自己評価を行う。

② 病院機構は、中期計画の記載事項ごとに当該中期目標期間の業務実績及び指標に掲げた数値目標の達成状況や困難度等を総合的に検証した上で、中期計画の項目（小項目）ごとの業務実績を次の5段階の自己評価基準により自己評価を行う。

③ 病院機構は、中期計画の項目（小項目）ごとの評価結果を踏まえ、中期計画の項目（大項目）ごとに記述により自己評価を行う。

④ 病院機構は、中期計画の項目（大項目）ごとの評価結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績の全体について、記述により総合的な評価を行った上で、中期目標期間実績報告書を作成し、知事に提出する。

⑤ 中期目標期間実績報告書の様式は、別表3を標準とする。

【自己評価基準】

区分		判断の目安
S	中期計画を大幅に上回って達成している。	<ul style="list-style-type: none">中期計画に記載された事項の実績が卓越した水準にある。定量的目標においては、中期計画値の120%以上
A	中期計画を達成している。	<ul style="list-style-type: none">中期計画に記載された事項をほぼ100%計画どおり実施している。定量的目標においては、中期計画値の100%以上120%未満

B	中期計画を概ね達成している。	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画に記載された事項を80%程度以上計画どおり実施している。 定量的目標においては、中期計画値の80%以上100%未満
C	中期計画を下回っており改善の余地がある。	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画に記載された事項を80%程度未満しか達成できていない。 定量的目標においては、中期計画値の60%以上80%未満
D	中期計画を大幅に下回っており大幅な改善が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画に記載された事項を60%程度未満しか達成できていない。 定量的目標においては、中期計画値の60%未満

注) より低い割合を目標としている指標については、考え方が同じになるよう判断の目安を読み替える（例：計画値の80%以下に低く抑えたのでS評価など）。

イ 知事による評価

- ① 知事は、中期目標期間実績報告書に基づき、当該中期目標期間の業務の実施状況について総合的に判断した上で、中期目標の項目（大項目）ごとに、次の5段階の知事評価基準により評価を行う。
- ② 知事は、中期目標の項目（大項目）ごとの評価結果を踏まえ、当該中期目標期間の業務実績の全体について、記述により総合的な評価を行う。

【知事評価基準】

区分		判断の目安
S	中期目標の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画に記載された事項の実績が卓越した水準にある。 特筆すべき進捗状況にあると特に認める場合
A	中期目標の達成に向けて順調な進捗状況にある。	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画に記載された事項をほぼ100%計画どおり実施している。 原則として小項目ごとの自己評価がすべてS又はAである。
B	中期目標の達成に向けておおむね順調な進捗状況にある。	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画に記載された事項を80%程度以上計画どおり実施している。 原則として小項目ごとの自己評価におけるS、A、Bの割合が8割以上である。
C	中期目標の達成のためには進捗がやや遅れている。	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画に記載された事項を80%程度未満しか達成できていない。 原則として小項目ごとの自己評価におけるS、A、Bの割合が8割未満である。

D	中期目標の達成のためには進捗が著しく遅れており、重大な改善事項がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期計画に記載された事項を 60 % 程度未満しか達成できていない。 ・ 重大な改善事項があると特に認める場合
---	-------------------------------------	--

ウ 評価の進め方

① 中期目標期間実績報告書の提出【6月末】

病院機構は、中期目標期間の最後の事業年度終了後3か月以内に、中期目標期間実績報告書を知事に提出するとともに公表する。

② 中期目標期間実績評価の実施【7月～8月】

知事は、提出された中期目標期間実績報告書に基づき、病院機構からのヒアリングを実施するなど調査・分析のうえ業務実績の検証を行い、中期目標期間実績評価書を作成する。

③ 評価委員会の意見聴取【7月～8月】

知事は、中期目標期間実績評価書について評価委員会の意見を聴取する。

④ 評価の決定【8月末】

知事は、評価委員会からの意見等を踏まえて、中期目標期間実績評価を決定する。

⑤ 評価結果の通知及び報告【9月】

知事は、中期目標期間実績評価を決定後、その結果を病院機構に通知し、公表するとともに議会に報告する。

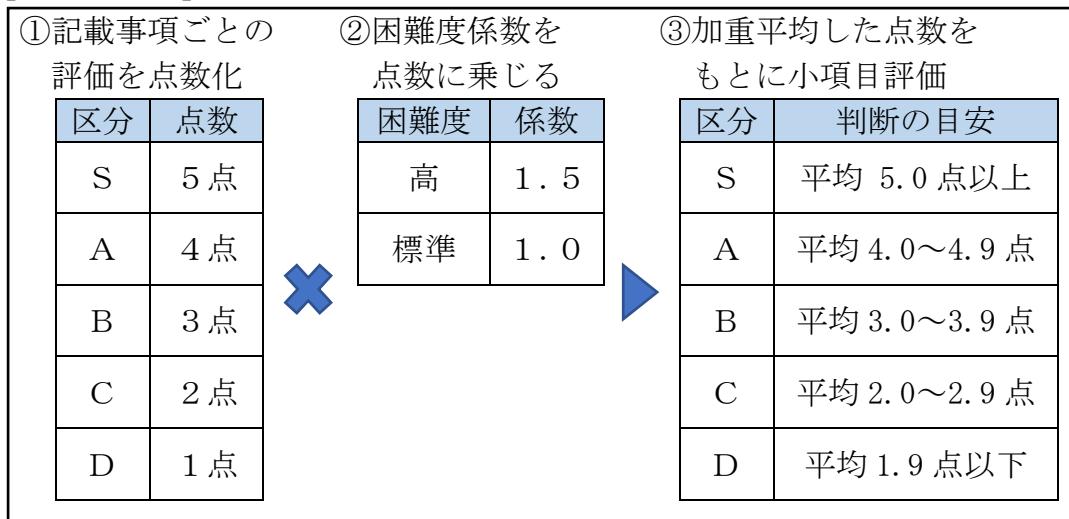
5 評価の留意点

- (1) 定量的な数値目標についてはその達成度合、定性的な目標については具体的な業務実績や経年比較等を考慮した上で評価する。
- (2) 業務の実施状況を幅広く把握し、数量だけで判断するのではなく業務の質についても考慮した上で評価する。
- (3) 業務実績に影響を及ぼした要因や医療環境の変化等についても把握し、その妥当性を考慮した上で評価する。
- (4) 特に記載事項ごとの評価にあたっては、次の困難度基準によりそれぞれの取組の困難度を考慮した上で小項目評価を行うことで評価プロセスの透明性を確保する。

なお、困難度の考慮にあたっては、計画で定めた内容は現状の改善、若しくは高い達成水準を持続するための取組であることを踏まえ「困難度（標準）」を基本とする。

「困難度（高）」については、「目標達成に向けて相当の努力と創意工夫による先進的な取組に努めた結果、高度専門・政策医療の提供、人材確保と優れた組織づくり、財務内容の改善、医療サービスの向上に大きく貢献した取組」に該当する場合とし、該当理由を記述する。

【困難度基準】



6 評価結果の活用

- (1) 病院機構は、知事による評価結果を現行の中期計画、年度計画の見直し、次期の中期計画、年度計画の策定及び法人内部の組織体制の見直し等に活用するとともに、毎年度、当該評価結果の反映状況を公表するものとする。
 - (2) 知事は、評価結果を現行の中期目標、中期計画の見直し及び次期の中期目標の策定に反映させるものとする。
 - (3) 知事は、法第30条第1項に規定する中期目標期間終了時の法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討をするときは、中期目標期間見込み評価の結果を活用し、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を的確に講じるものとする。

附則

この評価基準は、令和3年11月26日から施行する。